

青森県報

第千九百二十六号 平成十三年九月二十六日(水曜日)

目次

規 則

○青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則…(税務課)…一
 ○青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則…(同)…一

告 示

○温泉法第二十一条第二項の規定による聴聞の期日における

審理の公開…(自然保護課)…六

○右 同…(同)…六

公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…(経営振興課)…七

○右 同…(同)…七

○右 同…(同)…八

○右 同…(同)…八

○右 同…(同)…八

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定…(農村整備課)…九

○都市計画の変更案の縦覧…(都市計画課)…九

○右 同…(同)…九

公安委員会

○青森県警察組織規則の一部を改正する規則…(企画課)…一〇

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則…(運転免許管理課)…一〇

規 則

○青森県警察教養規則…(警務教養課)…三

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十七号

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則

青森県核燃料物質等取扱税条例(平成十三年七月青森県条例第四十九号)の施行期日は、平成十三年九月二十八日とする。

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則をここに公布する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十八号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則

(趣旨)

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十三年七月青森県条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行については、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。（申告書等の様式）

第二条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第七条第一項の申告書及び同条第二項の修正申告書 第一号様式
- 二 核燃料物質等取扱税更正（決定）書 第二号様式

附 則

この規則は、平成十三年九月二十八日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

申 告 書
核燃料物質等取扱税
修正申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日	※処理事項	発 信 年 月 日		徴収番号
	県税事務所長様		郵便官署消印	確認印	
			. .		
事業者	主たる事務所の所在地				
	名称及び代表者の氏名	⑩			
	この申告の担当部課名及び担当者氏名並びに電話番号	部課名	氏 名	(局 番)	
事業所	所 在 地				
	名 称				
核燃料物質等の取扱いの区分					
課税標準の算定期間		年 月 日から		年 月 日まで	
区 分		課 税 標 準 量 ()	税 率 (%)	税 額 (円)	
申告	申 告 額	.			
修正申告	修正申告額 ①	.			
	既に納付の確定している額 ②	.			
	この申告により納付すべき税額 ①-②	/			
(増差税額) 納付年月日		年 月 日			
課税標準量に関する明細		別 紙 の と お り			
備考					

注1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「核燃料物質等の取扱いの区分」欄は、「濃縮」、「使用済燃料の受入れ」、「廃棄物埋設」又は「廃棄物管理」のいずれかを記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙

課 税 標 準 量 に 関 す る 明 細

月	当該月において濃縮により生じた製品ウランの重量 (kg)	当該月において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	当該月の末日現在における廃棄体に係る容器の容量 (m ³)	当該月の末日現在におけるガラス固化体に係る容器の数量 (本)	備 考
4	・	・	・		
5	・	・	・		
6	・	・	・		
7	・	・	・		
8	・	・	・		
9	・	・	・		
10	・	・	・		
11	・	・	・		
12	・	・	・		
1	・	・	・		
2	・	・	・		
3	・	・	・		
合 計①	・	・	・		
①×1/12			・	・	
備 考					

注1 廃棄体に係る容器の容量は、当該容器が日本工業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本工業規格の呼び容量とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第2条関係)

更正書
核燃料物質等取扱税
決定 (加算金決定)

様

地方税法及び青森県核燃料物質等取扱税条例の規定により、更正・決定したから通知します。

納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関、青森県収納代理金融機関又は郵便局へ納めてください。

年 月 日

県税事務所長

印

事業所	所在地 名称		
核燃料物質等の取扱いの区分			
課税標準の算定期間		年 月 日から	年 月 日まで
法定申告納期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
区 分	課税標準 ()	税 率 (%)	税 額 (円)
更正・決定 ①	・		
既に納付の確定している額 ②	・		
差引過不足額 ①-② ③			
区 分	算定の基礎となる税額 (円)	率	加算金額 (円)
過少申告加算金 ④	()	()	
不申告加算金 ⑤			
重加算金 ⑥			
この更正・決定により納付すべき税額等の合計額 ③+④+⑤+⑥			
指定納期限	年 月 日	徴収番号	
<p>差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、差引不足税額に年14.6パーセント（ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。</p>			

◎ この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。

注1 「過少申告加算金」欄の括弧内の数値は、過少申告加算金の算定において加重される部分の計算に用いられる数値です。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

告 示

青森県告示第五百二十九号

温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二十一条第二項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	住 所	期 日	聴聞の期日及び場所
上村 哲三郎	上北郡七戸町字左組一〇六の一	平成十三年十月十二日 午前十時	青森市長島一丁目一の青森県庁北棟八階A会議室
社会福祉法人勲功会 代表者 外崎 勲	五所川原市大字沖飯詰字帯刀三七の五	平成十三年十月十二日 午後一時	青森市長島一丁目一の青森県庁北棟八階A会議室
斎藤 睦雄	中津軽郡岩木町大字五代字山本六〇〇の一		
佐々木 榮一	八戸市大字白銀の町一〇		
十和田湖畔活性化事業協同組合 代表者 中村 秀行	上北郡和田湖町大字奥瀬字十和田一六		青森県庁北棟八階A会議室

代表者 砂塚 武久	むつ市大字関根の四
株式会社ハヤミ 代表者 早見 金一郎	神奈川県横浜市磯子区栗木二丁目一の一五

- 二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
温泉法第五条の規定による同法第三条第一項の許可の取消処分
- 三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
 - 1 名称 環境生活部自然保護課（担当 管理班、電話青森七三局一一一一番 内線三七八一番）
 - 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第五百三十号

温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二十一条第二項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	住 所	期 日	聴聞の期日及び場所
山田 勝蔵	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関九八の一	平成十三年十月十二日 午後一時	青森市長島一丁目一の青森県庁北棟八階A会議室

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 温泉法第八条第二項において準用する同法第五条の規定による同法第八条第一項の許可の取消処分

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 環境生活部自然保護課(担当 管理班、電話青森七二二局一一一番 内線三七八一番)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 青森東ショッピングセンター
 青森市大字矢田前字弥生田四五の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社東商
 青森市大字宮田字玉水二
 代表取締役 佐藤茂
- 三 意見の概要
 騒音予測地点Bにおいて、騒音レベルの最大値が騒音規制法の夜間基準を超えている。特に、店舗周辺は第一種低層住居専用地域であり、しかも西側には福祉施設も隣接していることから、生活環境には配慮が必要である。
 したがって、駐車場内及び出入口における自動車の低速走行や時間帯による駐車場の一部利用制限及びその周知を含めて、騒音対策について再度検討していただきたい。

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十三年九月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパードラッグアサヒ青森西店
 青森市大字石江字三好七一の一外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社横浜ファーマシー
 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
 代表取締役 松山稔
 - 三 意見の概要
 県の見解なし
 - 四 意見書の縦覧
- 1 場所
 青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所
 - 2 期間
 平成十三年九月二十六日から同年十月二十六日まで
 - 3 時間
 午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ柏店

五所川原市大字小曲字枝村四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十三年九月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

代表取締役 葛西英機

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十三年九月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

浪岡ショッピングセンター

南津軽郡浪岡町大字浪岡字松島一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ジャスコ株式会社

東京都千代田区神田錦町一丁目一

代表取締役 岡田元也

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び浪岡町役場

2 期間

平成十三年九月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、浪岡町役場にあつては、その執務時間内とする。

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、田子町土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十三年九月二十七日から同年十月二十五日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市

計画区域区分に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画の種類

青森都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

市街化調整区域から除かれる土地の区域

青森市大字石江字高間、字三好、大字新城字平岡、字福田、大字新田字忍の各

一部

2 追加される土地の区域

市街化区域に追加される土地の区域

青森市大字石江字高間、字三好、大字新城字平岡、字福田、大字新田字忍の各

一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成十三年九月二十七日から同年十月十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十一条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十三年九月二十六日

青森県知事 木村守男

一 都市計画の種類

青森都市計画道路に関する都市計画(三・二・一国道線ほか二路線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

青森市大字新城字平岡、字福田、大字新田字忍の各一部

2 追加される土地の区域

青森市大字新城字平岡、字江渡、字福田の各一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成十三年九月二十七日から同年十月十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月二十六日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

青森県公安委員会規則第十二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第四号中「(生活安全企画課の所掌に属するものを除く。)」を削る。
第九条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月二十六日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

青森県公安委員会規則第十三号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二を次のように改める。

(免許用写真添付の省略)

第二十七条の二 施行規則第二十九条第二項(第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。)及び三十条の九第三項の規定による申請書に免許用写真を添付する必要がない場合は、青森県運転免許センター及び八戸警察署において申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

第三十九条第二項一号中「更新時講習受講申請書」を「運転免許証更新・講習受講申請書」に改める。

別記様式第三十四号を次のように改める。

別記様式第34号 (第39条関係)

更新、更新時講習手数料貼付欄 (欄内にキチンと貼り付けてください。)

折り曲げ厳禁

県証紙 1	県証紙 2	県証紙 3	県証紙 4	県証紙 5
----------	----------	----------	----------	----------

運転免許証更新・講習受講申請書

4.3.2.1. 青森県公安委員会殿 申請日 平成 年 月 日

フリガナ	性別
氏名 (氏) (名)	男 1 女 2
連絡先 () 局 番 (自宅・携帯・勤務先)	
更新時講習受講申請書	1 2 3 4 高齢
更新時講習を受けたいので、青森県道路交通規則第39条第2項の規定により申請します。(氏名等は、上記のとおり、受講済は終了書を添付する。)	優良 一般 特定受講済: 1 受講済、2 未受講

写真貼付欄
写真は点線の
かくれるサイズ
に切って下さい。
はがしてください。

申請者は、上段の本線の枠内に黒又は青のボールペンで、明りように記入してください。
免許証の内容に変更がある場合は中段の本線のわく内に変更したところだけに新しい内容を記入してください。
事前講習を受講済の方は、その終了証書を、記載事項の変更及び期間更新の方は証明する書類をいっしょに提出してください。
免許証コピーが不鮮明な場合は、免許証番号、生年月日、交付年月日、照会番号を分かるよう書き足してください。

〈免許証の写し〉

新フリガナ	新氏名	新生年月日	明・昭 大・平	年	月	日
新本籍・国籍	新住所					

資料区分	更新	特更	格更	特格	記変	住所	氏名	住所	本籍	本籍	本籍	全項目	修正	再交付	1 亡失	2 汚損等(可)	3 汚損等(不)
	36	32	33	31	記変 県内	51	52	住所 A1	53	54	55	56	57	B5	59		

※確認欄 ○ この欄には記入しないでください。

フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日	性別
本籍・国籍	住所					
免許種類	大 普 大 大 小 原 け 大 普 大 け	免許条件				
	型 通 自 自 特 付 引 二 特 引 一					
	有 効 年 平 成 年 の 誕 生 日					

適性(交付)年月日 照会番号	年	月	日	新有効年	受付場所 コード
免許条件					
適性検査結果表	裸眼視力	矯正視力	深視力	1回	mm
	左	眼鏡	左	2回	mm
	右	コンタクト	右	3回	mm
	両		両	平均	mm
	運動能力		視野	左	
	聴力			右	
				計	
				講習種別	優良 一般 高齢 特優 任一
				事由	A B C D E

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

青森県警察教養規則をここに公布する。

平成十三年九月二十六日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第十四号

青森県警察教養規則

(趣旨)

第一条 青森県警察職員(以下「職員」という。)に関する警察教養については、警察教養規則(平成十二年国家公安委員会規則第三号)及び警察教養細則(平成十三年警察庁訓令第四号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(警察教養の目的及び内容)

第二条 警察教養は、職員一人一人が、職務倫理を保持するとともに、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的とする。

2 警察教養は、学校教養及び職場教養によるものとし、階級及び職に応じた能力並びに職務遂行に必要な知識、技能、体力、判断力及び行動力を養うものとする。

(青森県警察本部長への委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、職員に対する警察教養の実施に関し必要な事項は、青森県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

発行所・発行人	青森市長島一丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭